

令和3年6月24日

令和3年第6回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年6月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第4回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(14名)

2番	鈴木 正志	8番	八木 喜孝
3番	鈴木 正浩	9番	小針 保敏
4番	石森 博信	10番	倉鎌 利治
5番	須藤 安昭	11番	有賀 昇
6番	高林きくみ	13番	仁井田 健
7番	渡邊 利秋	14番	眞弓 泰行

◎ 欠席委員 1番 小針 金之 12番 吉村 明美

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

9番 小針 保敏 10番 倉鎌 利治

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に、議案第20号番号1の調査員 石森博信委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 4番委員 議案第20号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(石森 博信)

6月16日、眞野目推進委員とともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字館■■・■■・■■・■■・■■及び山小屋字二本柵■■・曲久保■■及び山新田字河平■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■・■■の27筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の誠さんは譲受人■■さんの息子であり、経営の引継ぎを生前に行いたいという■■さんの要望があり、今回3条の申請となったそうです。

譲受人は農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事があります。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号1は、原案どおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に議案第20号番号2の調査員小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 9番委員 (倉鎌 利治) 議案第20号番号2について、調査結果を報告させていただきます。
6月16日、高林浅光推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、中宇後作田■■■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。
申請地は、先代の方同士金銭契約が終わっていたが3条の申請を行っていなかったとのこと。その件に関して譲渡人及び譲受人共に了承していたため、今回3条の申請になったとのこと。
譲受人は兼業農家だが、農業従事日数等についても条件を満たしており、地域との調和要件についても地域の取り組みに協力・調整を行うとの事であります。
両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号2は、原案どおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に、議案第20号番号3の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 7番委員 (渡邊 利秋) 議案第20号番号3について、調査結果を報告させていただきます。
6月16日、眞野目正昭推進委員及び事務局2名とともに現地確認

をいたしました。申請地は、四辻新田字諏訪平■■■番地の 1 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■さんは、付近に土地をもっており、一体として使いたいと思い譲渡人の■■■■さんに相談したところ、農業経営縮小を考えており、両者が合意したため今回 3 条の申請となった。

また、譲受人は、農業従事日数等についても条件を満たしており、地域との調和要件についても地域の取り組みに協力・調整を行うとの事であります。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われま。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 20 号番号 3 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 20 号番号 3 は、原案どおり可決されました。次に、議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第 21 号番号 1 の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 7 番委員 (渡邊 利秋) 議案第 21 号番号 1 について調査結果を報告いたします。6 月 16 日、眞野目推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、四辻新田字村中 58 番地の 1 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、被設定人の■■■■と設定人の■■■■さんに話を伺いました。

被設定人は■■■■で■■■■の事業を行おうと思っていたが、駐車場が狭く近くで駐車場になる土地を探していたところ、当該農地を見つけ、設定人の■■■■さんに用地交渉を行ったところ合意を得られて今回 5 条の申請となったとのこと。

申請地は、農地の広がり 10 ヘクタール未満の第 2 種農地と思われ、他に駐車場になりえる土地が見つからないことから転用可能と思われる。譲受人・譲渡人とも承知しており問題はありませ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 2 1 号番号 1 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 　異議なしと認め、議案第 2 1 号番号 1 は、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 　次に、議案第 2 1 号番号 2 の調査員 小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 9 番委員 　議案第 2 1 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。

(小針 保敏)

6 月 1 6 日、高林推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、中字作田■■■番・■■■番の 2 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、被設定人の■■■■と設定人の■■■■さんに話を伺いました。

被設定人は今回申請の土地のうち、■■■番の土地は約 30 年ほど前から、倉庫・物置施設として利用していた。当時は農地法に対する知識がなかったため、本来 5 条の転用申請を行わなければならないが、申請していなかった。今回隣接地の■■■番を駐車場として転用しようとしたところ、違反転用になっていたことに気が付いたとのこと。

今後は、農地法の趣旨を理解し、同じことを繰り返さないよう十分注意するとのこと。

申請地は、農地の広がり 10 ヘクタール未満の第 2 種農地であり、集落接続事業となるため、転用には問題ないと思われます。

譲受人・譲渡人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 2 1 号番号 2 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 　異議なしと認め、議案第 2 1 号番号 2 は、原案どおり可決されました。

次に、議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第22号番号1の調査員 鈴木正浩委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 3 番委員 議案第22号番号1について、調査結果を報告させていただきます。
(鈴木 正浩) 6月16日、榊枝推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字鯛田■■・■■の2筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、被設定人■■■■と設定人■■■■さんに話を伺いました。

被設定人の■■■■は、地球温暖化対策や災害時の電力供給のため太陽光設置事業を行っている会社である。各地で太陽光パネルの設置個所を探していたところ、面積が広く傾斜している土地があり設定人の■■■■さんに相談した。

設定人は傾斜している農地で使いづらく耕作放棄していたところ、被設定人から相談があったため、両者合意の上で5条の申請となった。

申請地は、農地の広がり10ha未満であり第2種農地に該当し、排水等は太陽光パネルのため、汚水・雑排水を排出しないため問題はないと思われる。

両人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第22号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号1は、原案どおり可決されました。
次に、議案第23号非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。
次に、議案第24号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

- 1 次回日程 令和3年7月20日(火) 午後1時30分
玉川村就業改善センター 1階 産就室

- ◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

- ◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 八木職務代理者

◎ 午後15時00分総会終了